平成２５年（フ）第６９号
新潟県長岡市大島新町１丁目2017番地１　中山荘３号室
債務者　藤木　裕子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
新潟県見附市今町４丁目５番２号　エルメス今町203号室、前住所新潟県長岡市瓜生1199番地甲
債務者　片桐　芳夫
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
新潟県南魚沼市六日町1242番地１　県営上町住宅松棟203号
債務者　田村　徹也
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
新潟県南魚沼市六日町1242番地１　県営上町住宅松棟203号
債務者　田村　麻希
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
三重県伊勢市御薗町高向1318番地　市営住宅高向団地102号、前住所三重県伊勢市一之木３丁目５番32号
債務者　梶原　道代
１　決定年月日時　平成25年７月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
埼玉県川口市上青木２丁目12番５号　ニュークレスト上青木105号、破産申立時の住所埼玉県川口市前川２丁目17番23号　ホワイトハウスＢ103号
債務者　佐藤　義信
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町13番15号
債務者　元野田鶴子
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３０号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町30番11号
債務者　福元　和也
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５３８号
埼玉県鴻巣市松原４丁目15番12―103号　コートハウス利根川
債務者　齋藤つかさ（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２４号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目４番地　33号107
債務者　吉田知恵子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４２号
埼玉県川口市西川口１丁目16番６―903号　クリオ西川口壱番館、旧住所埼玉県川口市末広１丁目２番９―403号
債務者　金城　君予（旧姓新妻）
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４８号
埼玉県久喜市葛梅１丁目17番地14　県営くずめ団地１棟401号
債務者　早乙女希代美
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７１号
さいたま市大宮区天沼町１丁目84番地３　フィールドスターⅡ202
債務者　藤田　治衛
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７２号
さいたま市大宮区天沼町１丁目84番地３　フィールドスターⅡ202
債務者　藤田　好子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７９号
埼玉県志木市幸町３丁目14番17号　グリーンハイツ103号、旧住所埼玉県志木市館２丁目２番４―107号
債務者　建島　一賢
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
静岡県富士宮市小泉176―１　シティーリバールＢ―02号室、住民票上の住所静岡県富士宮市小泉2255番地の10
債務者　森木　千種
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部